

川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 健康福祉局長は、次に掲げる事項について、懇談会の委員の意見を求める。

- (1) ホームレスの自立支援施策の推進に関する事
- (2) 「川崎市ホームレス自立支援実施計画」に関する事
- (3) その他ホームレスの自立支援に関する事

(委員)

第3条 懇談会の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) ホームレス施策に関する学識経験者
- (2) 市民
- (3) 公益財団法人神奈川県労働福祉協会の代表者
- (4) 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会の代表者
- (5) 神奈川県簡易宿泊業生活衛生同業組合の代表者
- (6) 川崎商工会議所の代表者
- (7) 神奈川県司法書士会の代表者
- (8) 川崎市民生委員児童委員協議会の代表者
- (9) 川崎区連合町内会の代表者
- (10) 公益社団法人神奈川県社会福祉士会の代表者

2 委員の任期は8月1日から翌々年7月31日までの2年とし、都度改選を行う。ただし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(開催)

第4条 懇談会は原則各年度1回開催することとし、必要に応じて開催できることとする。

(庶務)

第 5 条 懇談会の庶務は、健康福祉局生活保護・自立支援室において
処理する。

(謝 礼)

第 6 条 懇談会に出席した委員には、謝礼として次の額を支払うもの
とする。

(1) 学識経験者 (第 3 条 (1) に該当する者)

1 1 , 5 0 0 円

(2) 市民等 (第 3 条 (2) から (1 0) のいずれかに該当する者)

5 , 0 0 0 円

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会設置要綱の廃止)

2 川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会設置要綱 (平成 2 5 年
4 月 1 日) は、廃止する。なお、委員は「第 5 期川崎市ホームレス
自立支援推進市民協議会」の任期満了まで継続する。

3 懇談会の委員は、川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会委員
とする。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。